

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成30年6月26日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、Aに所在するB会社（以下「会社」という。）において、ゴム製造作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年2月9日、会社工場において屑ゴムをローラーで圧縮・平坦にする作業中、ローラーに左手の母指から環指までの4指を巻き込まれ、負傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同日、C医療機関で「左第1～4指圧挫傷、左第3指末節骨複雑骨折」と診断され、同日、D医療機関に救急搬送され、療養していたところ、同月20日からE医療機関においても併せて療養した結果、同年11月4日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成31年3月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第10級を超えると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する後遺障害として検討すべきものは、左手指の機能障害、同部の醜状障害及び左上肢の神経症状であると認めることができる。

(2) 左手指の機能障害

ア 左示指及び左中指の機能障害

左示指及び左中指の近位指節間関節の可動域は、それぞれ健側の可動域角度の1/2以下に制限されていることから、左示指及び左中指は、「用を廃したもの」と認めることができる。

イ 左母指の機能障害

請求人の左母指のMP関節及びIP関節の可動域について、F医師は、平成31年2月7日付け審査請求調査書において、請求人の両母指の可動域を測定し、健側の可動域角度の1/2以下に制限されるものとは認められないとしており、その測定に誤りがあった事情は認められないので、同測定結果は正確なものといえることができる。

ウ 患側以外の可動域角度

ところで、関節の機能障害の認定については、障害を残す関節の可動域を測定し、原則として健側の可動域角度と比較して程度を評価し、健側となるべき関節に障害を残す場合等には、参考可動域角度との比較により評価することとされている。

G医師作成の平成30年5月24日付け診断書において、右手指に障害があるとの記載は認められない。また、右母指（健側）関節の可動域測定値についてみると、中手指節関節（以下「MP関節」いう。）とIP関節はそれ

ぞれ、監督署における測定値はMP関節60°、IP関節70°であり、F医師の測定値はMP関節92°、IP関節84°であり、参考可動域角度はMP関節70°、IP関節90°であることから、請求人の右手指の関節には障害が残存しているとは認められない。以上のことから、請求人の右手指の関節可動域角度との比較によって残存障害を認定すべきであり、参考可動域角度との比較により評価すべきとの請求人の主張は採用できない。

(3) 左手指の醜状障害

爪の醜状について、障害等級に該当する障害とは認められない。

(4) 左上肢の神経症状

決定書に説示するとおり、障害等級第14級の9に該当するが、上記(1)に説示する機能障害に派生する関係にあると認められ、当該機能障害の等級をもって、障害等級と認定するのが妥当である。

(5) 小 括

以上のとおり、請求人に本件負傷の治癒後に残った障害は、左示指及び左中指の用を廃したものと認められ、障害等級第10級の6「1手の母指以外の2の手指の用を廃したもの」と判断する。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月22日